

令和5年度（2023年度）

相模原市

## 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援事業

～補助金制度のご案内～

相模原市では、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例に規定する「地球温暖化対策計画書」を市へ提出し、この計画に基づき省エネルギー設備や再生可能エネルギー利用設備を市内の事業所に導入する中小規模事業者の皆様に対し、導入費用の一部を補助します。

### 補助対象事業者

次の条件をすべて満たしている事業者が対象となります。

**さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例（市条例）に規定する「中小規模事業者」であること。**

年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者が対象です。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」及び「神奈川県地球温暖化対策推進条例（県条例）」によるエネルギー使用量等の届出制度において、その届出が義務付けられない事業者が対象です。

中小企業基本法に定める中小企業者は中小規模事業者となります。また、**病院・社会福祉施設・学校等を運営する事業者（会社法上の会社以外の法人）・個人事業主も中小規模事業者に含まれます。**

市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）を滞納していないこと。

市条例に規定する「地球温暖化対策計画書」を市へ提出していること。

市暴力団排除条例の規定に抵触しないこと。

### 補助対象事業

市内に所在する事業所へ省エネルギー設備等を導入する事業であって、次の条件をすべて満たしている事業が対象となります。

**市へ提出した「地球温暖化対策計画書」で計画されている設備の導入であること。**

**過去3年以内に省エネアドバイザー等の派遣を受け、設置効果が認められた設備の導入であること。**

相模原商工会議所が窓口の『省エネアドバイザー派遣事業』等を活用してください。

（申込・問い合わせ先：相模原商工会議所 経営支援課 TEL：042-753-8135）

**補助対象経費の総額が30万円以上であること（国・県等の補助金を差し引いた額）。**

**補助金の交付決定後に工事に着手すること。**

交付決定前に工事に着手した場合は補助対象となりません。

**令和6年3月10日までに補助事業を完了し、かつ補助事業等実績報告書を提出できること。**

事業完了とは、『設置工事』及び『設置費支払い及び領収書受領』が完了したことを指します。

**同一設備で本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと。**

国・県等の補助金を受けることは差し支えありません。

ただし、省エネ設備の更新を実施する場合は、以下の条件を満たすものを対象とします。

空調・照明・給湯・ボイラー・業務用冷凍冷蔵設備・交流電動機・変圧器の各設備の更新を行う場合は、以下のいずれかを満たすこと。(上記設備を組み合わせ、条件を満たすものは可)

更新に伴う省エネ効果が、発熱量換算で 25GJ 以上見込まれること。

地球温暖化対策計画書の「基準年度」のエネルギー使用量を基準として、更新に伴う省エネ効果が、発熱量換算で 5 % 以上見込まれること。

(例) 電気使用量の削減効果を発熱量に換算する場合

照明更新に伴う削減効果...2.6 千kw

熱量換算...2.6 千kw × 9.97GJ / 千kw (係数) = **25.9GJ** > 25GJ

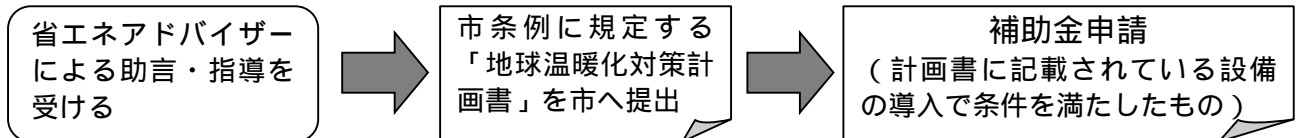
(例) 地球温暖化対策計画書における「基準年度」のエネルギー使用量を基準とする場合

地球温暖化対策計画書(基準年度; 灯油 2kL / 電気 50 千kw を使用している場合)

熱量換算...2kL × 36.7GJ / kL (係数) + 50 千kw × 9.97GJ / 千kw (係数)  
= 571.9GJ (うち、5%は 571.9GJ × 0.05 = 28.6GJ)

照明更新に伴う削減効果...3.1 千kw

熱量換算...3.1 千kw × 9.97GJ / 千kw (係数) = **30.9GJ** > 28.6GJ



設備導入を予定する建物が自己所有でない場合(テナント等)で、テナント等が申請者として補助事業を検討することについて、エネルギー管理権限を有しない場合は、補助の対象になりません。また、テナント等が設備のエネルギー管理権限を有する場合の補助事業の申請にあたっては、所有者(オーナー)の承諾書(任意書式)が必要です。

また、テナント等が利用する設備に対して、エネルギー管理権限を有するオーナーが申請を行う場合は、予め、テナント等が「地球温暖化対策計画書」による省エネ対策に協力する旨の同意書(任意書式)が必要です。

エネルギー管理権限...設備の設置・更新権限を有し、かつ、当該設備のエネルギー使用量を監督できる(当該設備の使用者・管理者である等)こと

## 補助対象設備

補助対象となる設備は、表 1 に掲げる設備のうち次の条件をすべて満たす設備が対象です。

未使用品であること(中古品は対象となりません)。

事業の用にのみ供する設備であること。

店舗兼住宅における空調の更新や太陽光発電設備の設置などで、事業所として使用する以外の部分(居住スペース等)へ効果が波及する設備・工事等は対象となりません。

空調・照明・給湯・ボイラー・業務用冷凍冷蔵設備・交流電動機・変圧器の各設備は、既存設備を高効率設備に更新するもの。また、増設ではないこと、更新前の設備が故障等などにより、1年以上稼働していない状況のものではないこと、予備的もしくは将来に備えるものでないこと、更新前の設備は再利用されず、適切に処分されるものであること。

照明については、照明器具を一体的に更新するものであって、光源部のみを更新するものでないこと。

## 注意点

- ・リースによる導入は補助対象となりません。
- ・補助対象設備の導入に当たっては、必ず施工業者と工事請負契約を締結してください。工事請負契約が無いものは補助対象となりません。
- ・設置費の支払確認は領収書等で行います。金融機関での振込みの場合、振込みが完了したことがわかる資料をご提出ください。(3月10日までに領収書等が発行されない場合は補助金を交付することができませんのでご注意ください。)

(表1 補助対象設備)

<b>省エネルギー設備</b>	
	高効率空調設備・高効率照明設備・高効率給湯設備 (既存設備を更新するもので、グリーン購入法適合、トップランナー基準達成など省エネ性能の高い設備の導入に限る。)
	高効率ボイラー設備(既存設備を更新するものに限る。)
	業務用冷凍冷蔵設備(ショーケースを含む。) (既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	交流電動機(圧縮機・送風機・ポンプ単体) (既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	変圧器 (既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)
	ガスコージェネレーションシステム
	エネルギー管理システム
	建築物断熱工事 (遮熱フィルムなど空調負荷の低減に資するもので、採用する建材にトップランナー基準対象設備がある場合は、これと同等以上の能力を有すると認められる場合に限る。)
	蓄電池 通常時 ・太陽光発電設備と併せて導入する場合であって当該設備と連携し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を帯電システムへ充電できること。 ・蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。 停電時(自立運転時) ・操作を行うことなく(自動切替えて)、自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムへ充電できること。 ・操作を行うことなく(自動切替えて)、蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。
<b>再生可能エネルギー利用設備</b>	
	太陽光発電設備 (発電出力が50kW未満の自家消費型、もしくは余剰売電を行う設備で、自立運転能力があるものに限る)
	太陽熱利用設備
	その他の再生可能エネルギー利用設備 (発生したエネルギーを自家消費することを目的として導入する場合に限る。)

## 補助対象経費

補助対象となる経費は、表2に掲げる経費となります。

国・県等からの補助金がある場合は、補助対象経費から控除します。  
消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めません。

(表2 補助対象経費)

経費区分	内容
設計費	補助事業の実施に必要な設計に要する経費(自己によるものは除く。)
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築資材等の購入等に要する経費(自己によるものは除く。また、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
工事費	補助対象事業の実施に必要な据付等の工事に要する経費(自己によるものは除く。また、既存設備の廃棄処分に係る経費を除く。)
諸経費	補助事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)(自己によるものは除く。)

設置工事は、可能な限り市内業者に発注するよう努めてください。  
費用の削減のため、複数事業者に見積りを依頼してください。

## 補助金額

補助率：補助対象経費の3分の1以内(千円未満切捨て)

補助上限：100万円 同一年度内の申請は1回限り。補助申請は1事業者あたり計6回まで。

予算額：5,000万円

申請受付期間

令和5年6月12日(月)～9月29日(金)まで(先着順)

- ・上記期間内であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。
- ・予算額を超えた日に複数の交付申請があった場合は、抽選(くじ引き)により予算の範囲内で補助事業を選定します。

## 補助事業の開始時期

交付決定後に工事に着手してください。

交付決定前に工事着手した場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

## 申請書を提出したあとは

提出された書類を審査し、不備がなければ「補助金等交付決定通知書」を送付しますので、その後、工事を開始してください。

## 補助事業計画に変更が生じた場合は

導入する設備の内容、事業費、工事期間等に変更が生じた場合は、補助事業計画変更（中止・廃止）申請書の提出が必要となる場合がありますので、**事業（工事）着手前にお問い合わせください。**

補助金額の変更（減額）を伴う変更や導入する設備の種類の変更、また補助事業を中止する場合などは、必ず補助事業計画変更（中止・廃止）申請書の提出が必要となります。

**補助事業計画の変更により交付決定額を増額することはできません。**

## 補助事業が完了したら

「補助事業実績報告書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて**補助事業の完了日から30日以内もしくは令和6年3月10日のいずれか早い日までに提出してください。**

期限までに提出されない場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。

補助事業の完了とは、「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い」の全てが完了したことを指します。

「補助事業実績報告書」が提出された後、現地調査など完成検査を実施します。完成検査終了後、「補助金等の額確定通知書」を送付しますので、その後「補助金等交付請求書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて提出してください。

## 申請方法

募集期間内に、申請書類一式を受付場所へ直接ご持参いただくか郵送してください。

（持参での提出の際は、事前にゼロカーボン推進課（042-769-8240）にご連絡ください。）

書類や記載内容に不備がある場合は受理できませんので、内容を事前によくご確認の上、期日に余裕をもって申請してください。

### 受付場所

相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館6階 ゼロカーボン推進課

### 受付時間

午前8時30分から正午、午後1時から5時（土・日・祝日を除く）

### 申請書類の入手方法

市HPからダウンロードすることが出来ます。

市HPのトップページ

[暮らし・手続き  
助成制度](#)

[環境・住まい](#)

[さがみはら脱炭素ポータルサイト  
中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助](#)

または

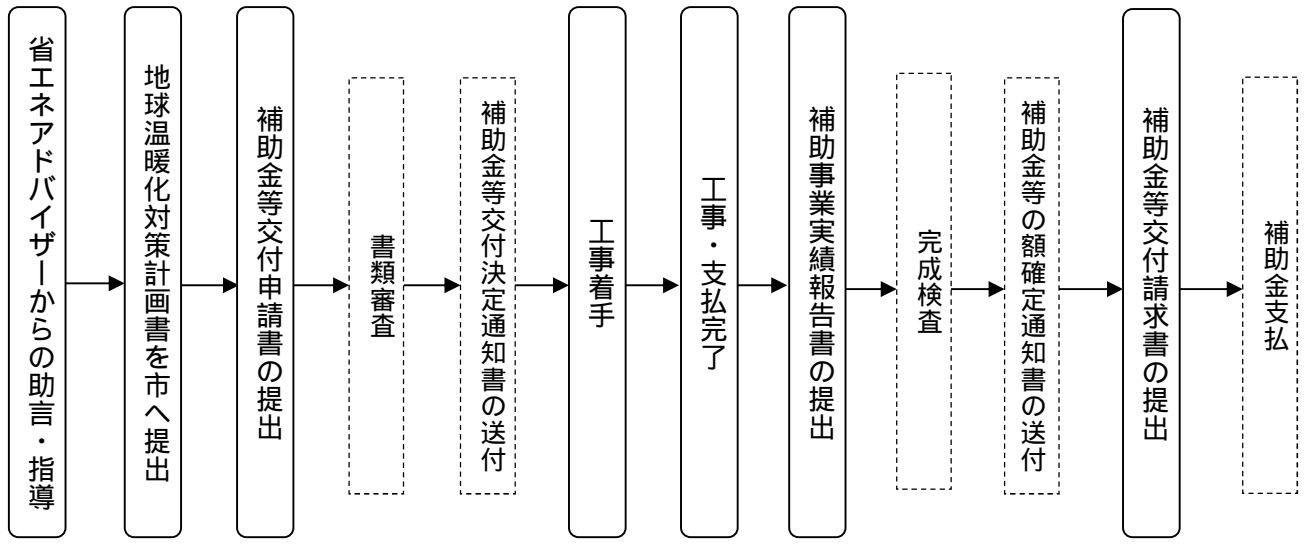
市HPのトップページから「事業者の省エネルギー対策」で検索

市では補助金のほか、省エネ設備等への切替や太陽光発電設備の導入など、地球温暖化対策計画書に基づく設備等の導入の際にご利用いただける、低利な融資制度『設備導入促進特別資金』を用意しています。詳しくは相模原市産業支援課（TEL:042-769-8237）までお問い合わせください。

国や県による助成制度が対象となる設備もありますので、活用を検討してください。

## 申請手続きから補助金受領までの流れ

申請者：  市(ゼロカーボン推進課)：



問い合わせ先：相模原市 ゼロカーボン推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 本館 6階  
電話番号：042-769-8240（直通） 電子メール：[kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)